



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

877 平成29年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課).....	1
878 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
879 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
880 〃	(〃).....	4
881 生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃).....	4
882 生活保護法による指定医療機関の休止	(〃).....	5
883 生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	5
884 〃	(〃).....	5
885 生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	6
886 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	6
887 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	7
888 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	7
889 〃	(〃).....	8
890 随意契約の相手方の決定	(健康推進課).....	8
891 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	8
892 保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	10
893 保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	10
894 〃	(〃).....	10
895 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	11

○ 人事委員会告示

7 平成29年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	12
-------------------------	-------	----

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成28年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合).....	15
---------------------------	----------------------	----

告 示

和歌山県告示第877号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日(土)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成29年7月14日(金)現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - ウ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 使用印鑑届
 - オ 直近2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し)
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税(延滞金等を含む。)全税目
 - キ 役員等に関する調書
 - ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - ケ 誓約書
 - コ 2の(7)に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料
 - サ 2の(8)から(10)までの事実を確認できる書類の写し

- (2) (1) のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年7月14日（金）から同月31日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年7月26日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- (1) 平成29年7月14日（金）から同月31日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成29年7月31日（月）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。
- 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2183
ファクシミリ番号 073-423-1192
電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 一般競争入札資格審査の結果の通知
- 一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年8月3日（木）までに郵送により送付する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第878号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年8月4日まで縦覧に供する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年7月4日

2 名称

特定非営利活動法人助けあいセンターみかん

3 代表者の氏名

池田保夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市千穂三丁目4番24号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供達等のケアが必要な方々を対象に支援を行い、対等な関係を保ちつつ共に歩み、誰もが安心して暮らせる社会を共に作っていく為には、地域住民の相互扶助の精神が不可欠と考え、地域住民が自主的に参加できる相互扶助活動の拠点となり、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪新 5-26	合同会社RAWLIFE	田辺市下屋敷町82-1	訪問看護ステーションあおり	田辺市明洋一丁目21-37	平成 27. 3. 31

和歌山県告示第880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
東薬新 9-26	ラッキー薬局	東牟婁郡太地町太地3391	平成 29. 3. 31
海南薬新 28-28	ツジムラ薬局	海南市名高243-4	平成 29. 4. 30
有市薬新 2-26	ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	平成 29. 4. 30
有市薬新 18-27	中野薬局	有田市箕島873-3	平成 29. 4. 30
田医新 55-26	山田内科医院	田辺市学園11-3	平成 29. 5. 1

和歌山県告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
伊柔 5-54	大浦三十四	大浦整骨院高野口分院（柔道整復） 橋本市高野口町名古曾951-6	平成 29. 5. 30

和歌山県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
東歯新 3-26	富澤歯科医院	東牟婁郡串本町串本226-9	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年月日
田訪新 14-29	合同会社RAWLIFE	田辺市下屋敷町82-1	訪問看護ステーションあおり	田辺市下屋敷町23-3	平成 27. 4. 1

和歌山県告示第884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日

海南薬新 29-29	うつみ薬局	海南市名高243-4	平成 29.5.1
有市薬新 22-29	ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	平成 29.5.1
有市薬新 23-29	中野薬局	有田市箕島873-3	平成 29.5.1
田歯新 35-29	すがわ歯科	田辺市秋津町742	平成 29.5.22

和歌山県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
橋柔新 3-29	大浦崇	大浦整骨院高野口分院（柔道整備） 橋本市高野口町名古曾951-6	平成 29.6.22

和歌山県告示第886号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30713008 38	株式会社有交紀北	居宅介護支援事業所ささ ゆりの里	和歌山県伊都郡かつらぎ 町笠田東433	居宅介護支援	平成 29.5.1
30710011 47	合同会社Bee	伊藤クリニックケアプラ ンセンター	和歌山県橋本市高野口町 伏原1011	居宅介護支援	平成 29.5.18
30710010 71	医療法人仁清会	つくしの宿居宅介護支援 事業所	和歌山県橋本市清水字西 栄270、271-1	居宅介護支援	平成 29.5.31
30717005 99	株式会社大東アルミ	ガーデン紀ノ川	和歌山県紀の川市畑野上 121-1	居宅介護支援	平成 29.5.31
30718005 97	オーヤマ株式会社	陶彩館ケアプランセンタ ー	和歌山県岩出市中島863- 1	居宅介護支援	平成 29.5.31
30722003 83	一般社団法人田辺市医師 会	田辺市医師会在宅介護支 援センター	和歌山県田辺市新屋敷町 1-8	居宅介護支援	平成 29.5.31

30715006 84	株式会社はぶ	デイサービスはぶ	和歌山県有田市宮原町新 町491	介護予防通所 介護	平成 29.6.8
30714012 48	株式会社エム・オー・エ ヌ	プレス	和歌山県海南市岡田21	居宅介護支援	平成 29.6.15
30620900 18	社会福祉法人博愛会	訪問看護ステーション博 愛園	和歌山県御坊市名田町上 野1722-1	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 29.6.18
30714011 31	合同会社和歌山ケアマネ ステーション	和歌山ケアマネステーシ ョン	和歌山県海南市黒江711- 2	居宅介護支援	平成 29.6.23
30710011 88	株式会社ユメモアル	いっしょにケアプランみ んなで〇	和歌山県橋本市高野口町 小田659-5	居宅介護支援	平成 29.6.29
30716013 59	株式会社サザンクロス	サンライズケア優心	和歌山県有田市糸我町西 496-1	通所介護 介護予防通所 介護	平成 29.6.30
30716013 34	株式会社サザンクロス	サンライズケア広川	和歌山県有田郡広川町広 552-4	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 29.6.30
30716013 67	株式会社サザンクロス	サンライズケア花	和歌山県有田郡広川町広 552-4	介護予防通所 介護	平成 29.6.30
30716010 86	株式会社サザンクロス	サザンクロスありだ川	和歌山県有田郡有田川町 東丹生図73-3	介護予防通所 介護	平成 29.6.30
30716013 42	株式会社サザンクロス	サザンクロスありだ川	和歌山県有田郡有田川町 東丹生図73-3	居宅介護支援	平成 29.6.30
30722002 19	株式会社サザンクロス	サザンクロスたなべ	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 14-16-101	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 29.6.30

和歌山県告示第887号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止 年月日
3051600 066	社会福祉法人ひまわり福祉会わ た雲教室	有田郡湯浅町湯浅2 721-4	児童発達支援	社会福祉法人ひ まわり福祉会	有田郡湯浅町青木56 4-1	平成 29.8.1

和歌山県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300228	王子介護	新宮市熊野地二丁目11-25	同行援護	有限会社王子	新宮市熊野地二丁目11-25	平成29.7.1

和歌山県告示第889号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310087	愛光園短期入所生活介護事業所	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	短期入所	社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	平成29.7.31

和歌山県告示第890号

乳房（デジタル）検診車の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る物品の名称及び数量
乳房（デジタル）検診車 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成29年5月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社和歌山支店
和歌山市福町37番地
- 随意契約に係る契約金額
81,648,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,048,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第891号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス野上野店
和歌山県岩出市野上野416番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,709㎡
- 6 駐車場の収容台数
68台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
敷地北側2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成29年6月30日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)
岩出市事業部産業振興課 (岩出市西野202番地の3)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年7月14日から同年11月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第892号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上芳養字輪玉5222の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第893号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第894号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第895号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 東高松4丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	和歌山市		東高松四丁目		263番27	
2号	〃		秋葉町		263番1	
3号	〃		〃		245番3	
4号	〃		〃		245番3	
5号	〃		〃		244番	

2 本浦地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	東牟婁郡	太地町	太地	常渡	2902番28	
2号	〃	〃	〃	〃	2902番28	
3号	〃	〃	〃	〃	2902番28	
4号	〃	〃	〃	〃	2902番28	
5号	〃	〃	〃	〃	2902番10	
6号	〃	〃	〃	〃	2902番107	
7号	〃	〃	〃	〃	2902番106	
8号	〃	〃	〃	〃	2902番98	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成29年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成29年7月14日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成29年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	12人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	7人程度	警察本部等における事務
土木	2人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成30年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成29年9月24日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成29年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査) 平成29年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成29年10月下旬の指定する1日	和歌山市	平成29年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務用地課

和歌山県東京事務所

わかやま紀州館

和歌山県名古屋観光センター

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、

和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年8月7日（月）午前10時から同月25日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。
ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成29年8月7日（月）から受付を開始し、同月25日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成30年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね150,500円（平成29年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

(1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

諸 報

和歌山県市町村共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月14日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小出 隆道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	40	70

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員種別	一般組合員	市町村長	特定消防	長期組合員	継続長期組合員	任意継続	合計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)	11,939	30	1,428	3	1	188	13,589	13,383
標準報酬月額(百万円)	4,677	20	580	2	1	70	5,350	5,068
一人当たり標準報酬月額(円)	391,760	686,333	406,133	540,000	440,000	372,660	393,660	378,709

3 組合職員数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人員	17	2	2	2	23

4 損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
取	負担金	4,338,426	10,770,897	589,122	134,352	147,191	165,556		
	組合員保険料		6,851,363						
	掛金	4,392,724		589,116			161,692		
	高額医療交付金	90,889							
	育児・介護休業手当金交付金	341,286							
	組合員貸付金利息								55,165
	連合会交付金					72,577			253
	利息及び配当金	883				42,087	291	232	265,088
	その他の収入	8,736				88	17	992	
	他経理から繰入金					27,283			
	前年度支払準備金	593,982							
	計	9,766,926	17,622,260	1,178,238	134,352	247,430	327,497	266,080	55,423
支	給付金	3,950,903							
	職員給与					114,645	17,282	11,258	8,319
	厚生費					117	268,559	20	22
	旅費・事務費					13,596	1,668	1,751	628
	委託費					5,378	5,247	2,582	760
	貸借料					1,983	1,303	1,075	269
	負担金					19,054	4,157	3,132	2,858
	連合会分担金					9,960	3,479		
	支払利息						42,087		153,484
	前期高齢者納付金	2,014,281							
	後期高齢者支援金	1,545,226							
	病床転換支援金	8							
	老人保健拠出金	37							
	退職者給付拠出金	95,826							
	介護納付金	677,411							
	連合会払込金	106,903	17,622,260	1,178,238	134,352	65,471			2,965
	連合会拠出金	385,956							
	他経理へ繰入金	27,283							
	その他の支出	4,765				5,536	20,980	5,291	144
	次年度支払準備金	601,413							
	前期損益修正損								
	計	9,410,012	17,622,260	1,178,238	134,352	235,740	322,675	178,593	57,786
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	356,914	0	0	0	11,690	4,822	87,487	△ 2,363

5 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資	流動資産	2,126,744	1,066,515	74,507	949	59,684	312,064	325,965	1,400,598	105,785
産	固定資産					1,556,023	1,871	19	16,453,685	1,879,210
	資産合計	2,126,744	1,066,515	74,507	949	1,615,707	313,935	325,984	17,854,283	1,984,995
負	流動負債	373,472	1,066,515	74,507	949		1,653	21,370	15,445,078	55
債	固定負債	601,413				1,615,707	105,667	25,689	10,454	1,607,084
	負債合計	974,885	1,066,515	74,507	949	1,615,707	107,320	47,059	15,455,532	1,607,139
資	利益剰余金	1,151,859					206,615	278,925	2,398,751	377,856
本	欠損金									
	資本合計	1,151,859				206,615	278,925	2,398,751		377,856
	負債・資本合計	2,126,744	1,066,515	74,507	949	1,615,707	313,935	325,984	17,854,283	1,984,995